

貴社サービスの法令遵守に関する意見書

令和7年9月8日

弁護士法人フォーカスクライド

弁護士 佐藤 康行



弁護士 新留 治



第1 ご相談事項

貴社が提供されている「太陽光発電システム」「蓄電池システム」「エコキュート」「スマートリフォーム」(以下「本サービス」といいます。)の販売方法等についての法令遵守状況について、当職らの見解を述べさせていただきます。

第2 検討対象

1 本サービスの概要

本サービスは以下の流れで提供がなされている旨伺いました。

- ① 貴社従業員が顧客の自宅を直接訪問する。
- ② 訪問の際に顧客が設置していない商品の説明を行いつつ、ニーズのヒアリングを行う。顧客に対しては「チラシ」及び「お客様提案資料」を提示しながら説明を行う。
- ③ 具体的な見積りやシミュレーションを提示するための面談日程を調整する。
- ④ ③の面談日程において見積りやシミュレーションの提示及び契約書への調印を行う。
- ⑤ 締結する契約内容は商品自体の売買契約及び当該商品を設置するための工事請負契約、信販会社との間の立替払契約。
- ⑥ 契約締結日の翌日以降に信販会社契約内容確認及びクレジットの申込み手続きに関する電話連絡。
- ⑦ メーカー指定の工事業者による設置場所の確認。
- ⑧ 商品の設置工事の実施。
- ⑨ 商品の利用開始。

2 関連法令

前記第2・1における本サービスの概要を前提としますと、本サービスに関しては以下の法令の適用が問題となります。

- ・ 建設業法／電気工事業の業務の適正化に関する法律（以下「電気工事業法」といいます。）
- ・ 特定商取引に関する法律（以下「特商法」といいます。）
- ・ 消費者契約法

3 各法令における法的論点

(1) 建設業法・電気工事業法について

- ・ 本サービスにおける電気工事の実施について建設業法上の許可を要するか
- ・ 本サービスにおける電気工事の実施について電気工事業法上の登録を要するか

(2) 特商法について

- ・ 本サービスが特商法の適用を受けるか否か
- ・ 本サービスが特商法上の各種規制を遵守しているか否か

- ・ 特商法上の禁止行為について

(3) 消費者契約法について

- ・ 本サービスが消費者契約法の適用を受けるか否か
- ・ 消費者契約法上の禁止行為について

第3 各法令における法的論点の検討

1 建設業法／電気工事業法について

(1) 本サービスにおける電気工事の実施について建設業法上の許可を要するか

ア 規制の概要

本サービスは「太陽光発電システム」「蓄電池システム」等の電気に関する設備の設置工事を行われるところ、かかる工事は「電気工事」に分類されます。そして、かかる「電気工事」のうち「建築一式工事」に該当しない工事については、1件の請負代金の額が500万円以上（消費税及び地方消費税の額を含む）の工事の場合、建設業法上の許可を受けて行う必要があり、1件の請負代金の額が500万円未満（消費税及び地方消費税の額を含む）の工事の場合、「政令で定める軽微な建設工事」（建設業法第3条第1項但書、建設業法施行令第1条の2第1項）に該当し、例外的に建設業の許可なく工事を行うことができます。

この点、「建築一式工事」とは、「総合的な規格、指導、調整のもとに建築物を建設する工事」とされており。

また、請負代金の額に関して「同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額とする。ただし、正当な理由に基いて契約を分割したときは、この限りでない。」とされています（建設業法施行令第1条の2第2項）。この点、「正当な理由」にあたるかの判断に関して、当職が大阪府建築振興課建設指導グループに匿名相談の形で、太陽光パネルの設置工事と蓄電池の設置工事を同一事業者が同時に行う場合に、これに該当するか確認をしたところ、太陽光パネルと蓄電池との製品としての一体性がどれほどあるかにもよるが、一体として見られた場合に、たとえ契約書を別々にしていたとしても、「工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うとき」に該当する可能性があるとの回答でした。正当な理由がどのような場合に認められるかについてはその都度判断をしていくことになるが、上記例でいうと正当な理由が認められるような事情は見受けられないとのことでした。ただ、上記結論は製品としての一体性に着目したものですので、製品として一体性はない（工事内容としても、稼働状況としても別個となっている）場合には、別々の工事として請負代金の額も個別に計算することが可能とのことでした。

なお、建設業法上の許可を受けるためには、経營業務の管理責任者（建設業法第7条第1号）、営業所技術者（同条第2号）をおく必要があります。

イ 本件へのあてはめ

本サービスは、「太陽光発電システム」「蓄電池」「エコキュート」の各設備の設置工事であるため、これらは建築物を建設工事にはあたりませんので、「建築一式工事」には該当しないものと考えます。

そして、事前に確認させていただいたところ、本サービスにおける請負代金の最大額は全ての工事を行ったとしても499万円（税込）とのことでしたので本サービスに関する工事は「軽微な建設工事」に該当すると考えます。

また、本サービスにおける製品はそれぞれ独立して稼働し得るという点からも、上記一体性がないということで、請負代金の額も別々に計算される可能性が高いと考えます。

ウ 結論

以上のとおり、現状の請負代金の額を前提としますと本サービスにおける工事に関して建設業法上の許可は不要であると考えます。

(2) 本サービスにおける電気工事の実施について電気工事業法上の登録を要するか

ア 規制の概要

電気工事業法における「電気工事」とは、電気工事士法第2条第3項に規定する電気工事であり、「一般用電気工作物等又は自家用電気工作物を設置し、又は変更する工事」をいいます（電気工事業法第2条第1項）。ただし、例外的に「家庭用電気機械器具の販売に付随して行う工事」は電気工事に含まれず、当該工事を行う場合には登録又は通知は不要とされております。この点、「家庭用電気機械器具」とは、ラジオ受信機、テレビジョン受信機、扇風機、電気冷蔵庫、電気洗たく機、電気こんろ、電子レンジ、電気アイロン、電気ストーブ、電気こたつ、電気スタンド、白熱電灯、その他これらに類する電気機器であって、主として家庭で使用されるものをいうとされています。ただし、電圧 200V 以上で使用する電気機器に係る工事は電気工事業法の登録を受けた者が行うべきとされております。また、「販売に付随して行う工事」とは、販売した者が販売行為に伴ってその販売した物に係る工事（幹線に係る工事、分岐回路の増設工事、分岐回路に設置されている分岐過電流保護器の容量変更を伴う工事等の工事は除外される。）をいい、他人が販売した物に係る工事や販売の当初に施工する工事以外の工事は除かれると解釈されています。

また「一般用電気工作物等」には「一般用電気工作物」と「小規模事業用電気工作物」があり、太陽光パネル・蓄電池については「小規模事業用電気工作物」に分類されますので、太陽光パネル・蓄電池の設置工事は「電気工事」に該当します。

そして「電気工事業を営もうとする者」は、営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならないとされております（電気工事業法第3条第1項）。ここでの「電気工事業」とは、「電気工事」の施工を反復・継続して行う事業をいい、これは他の者から依頼を受けた者が自らその電気工事の全部又は一部の施工を反復・継続して行う場合をいい、有償・無償の行為を問わないとされております。電気工事の「施工」を行うとあるとおり、ここでの登録が必要なのは「施工」を行う事業者であり、仮に施主→元請→下請という流れで電気工事の発注が行われた場合かつ元請は電気工事を一切行わないという場合には、元請の電気工事業の登録は不要となります。

イ 本件へのあてはめ

本サービスにおいて対象とされている「太陽光発電システム」「蓄電池」は、いずれも「小規模事業用電気工作物」に該当し、かかる設置工事は「電気工事」に該当するものの、貴社は当該電気工事を一切行わず、すべて委託先（下請会社）にて行うとのことですので、貴社は電気工事業の登録は不要であり、当該施工を行う委託先が電気工事業の登録を要することになります。なお、事前にお伺いしたところ、当該委託先では登録を行っているとのことでしたので、この点も問題ないかと存じます。

ウ 結論

以上のとおり、貴社が電気工事を一切行わず、グループ会社にて施工を全て行うという場合には貴社の電気工事業の登録は不要です。

2 特商法について

(1) 本サービスが特商法の適用を受けるか否か

ア 規制の概要

① 取引類型について

特商法の適用を受けるのは「特定商取引」であり、この「特定商取引」は、「訪問販売」、「通信販売」、「電話勧誘販売」、「連鎖販売取引」、「特定継続的役務提供」、「業務提供誘引販売取引」、「訪問購入」をいいます。各類型の定義は以下の通りです。

訪問販売：「販売業者又は役務の提供の事業を営む者（以下「役務提供事業者」という。）が営業所、代理店その他の主務省令で定める場所（以下「営業所等」という。）以外の場所において、売買契約の

申込みを受け、若しくは売買契約を締結して行う商品若しくは特定権利の販売又は役務を有償で提供する契約（以下「役務提供契約」という。）の申込みを受け、若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供」（特商法第2条第1項第1号）

「販売業者又は役務提供事業者が、営業所等において、営業所等以外の場所において呼び止めて営業所等に同行させた者その他政令で定める方法により誘引した者（以下「特定顧客」という。）から売買契約の申込みを受け、若しくは特定顧客と売買契約を締結して行う商品若しくは特定権利の販売又は特定顧客から役務提供契約の申込みを受け、若しくは特定顧客と役務提供契約を締結して行う役務の提供」（同項第2号）

通信販売：「販売業者又は役務提供事業者が郵便その他の主務省令で定める方法（以下「郵便等」という。）により売買契約又は役務提供契約の申込みを受けて行う商品若しくは特定権利の販売又は役務の提供であつて電話勧誘販売に該当しないもの」（特商法第2条第2項）をいいます。

電話勧誘販売：販売業者又は役務提供事業者が、消費者に電話をかけ、又は特定の方法により電話をかけさせ、その電話において行う勧誘によって、消費者からの売買契約又は役務提供契約の申込みを郵便等により受け、又は契約を締結して行う商品、権利の販売又は役務の提供のことをいいます。（特商法第2条第3項）

連鎖販売取引：物品（施設利用又は役務提供を受ける権利を含む。）の販売（そのあっせんを含む。）又は有償で行う役務の提供（そのあっせんを含む。）の事業であつて、販売の目的物たる物品の再販売、受託販売若しくは販売のあっせんをする者又は同種役務の提供若しくはその役務の提供のあっせんをする者を特定利益（その商品の再販売、受託販売若しくは販売のあっせんをする他の者又は同種役務の提供若しくはその役務の提供のあっせんをする他の者が提供する取引料）を収受し得ることをもって誘引し、その者と特定負担（その商品の購入若しくはその役務の対価の支払又は取引料の提供）を伴うその商品の販売若しくはそのあっせん又は同種役務の提供若しくはその役務の提供のあっせんに係る取引をいいます。（特商法第33条第1項）

特定継続的役務提供：政令で定める「特定継続的役務」（エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービス、パソコン教室の7つの役務）を、一定期間を超える期間にわたり、一定金額を超える対価を受け取って提供することをいいます。（特商法第41条第1項）

業務提供誘引販売取引：物品の販売（そのあっせんを含む。）又は有償で行う役務の提供（そのあっせんを含む。）の事業であつて、その販売の目的物たる物品又はその提供される役務を利用する業務に従事することにより得られる利益（業務提供利益）を収受し得ることをもって相手方を誘引し、その者と特定負担（その商品の購入若しくはその役務の対価の支払又は取引料の提供をいう。）を伴うその商品の販売若しくはそのあっせん又はその役務の提供若しくはそのあっせんに係る取引をいいます。（特商法第51条第1項）

訪問購入：購入業者が、店舗等以外の場所（例えば、消費者の自宅等）で契約を締結等して行う物品の購入のことをいいます。（特商法第58条の4）

② 訪問販売該当性要件

訪問販売は、上記定義のとおり、通常の店舗等以外の場所で行われる商品等の販売又は役務の提供の場合（特商法第2条第1項第1号）と、特定の方法により誘引した顧客に対する通常の店舗等で行われる商品等の販売又は役務の提供の場

合（同項第2号）の二つに分けられます。前者は顧客の自宅を訪問する一般的な訪問販売の類型を指し、後者はいわゆる「キャッチセールス」や「アポイントメントセール」といった類型があたる場所、前記第2・1①のとおり、本サービスは顧客の自宅を直接訪問するという方法のみで行われているとのことです。で、前者に該当するか否かが問題となります。

この点、「販売業者又は役務提供事業者」とは、販売又は役務の提供を業として営む者を意味し、販売又は役務の提供を業として営むとは、営利の意思をもって、反復継続して取引を行うことをいいます。

「営業所等以外の場所」における「営業所等」とは、「営業所」、「代理店」、「露店、屋台店その他これらに類する店」、「一定の期間にわたり、商品を陳列し、当該商品を販売する場所であって、店舗に類するもの」及び「自動販売機その他の施設であつて、当該設備により売買契約又は役務提供契約の締結が行われるものが設置されている場所」とされています（特商法施行規則第1条）。

「売買契約の申込みを受け」とは、顧客が申込みを行う場合のみを指していますが、「売買契約を締結して」とは、販売業者が申込みをして顧客がそれを承諾した場合及び顧客の申込みを販売業者が承諾した場合の両方が含まれるのはもちろん、顧客の申込みに対して販売業者が変更を加えた承諾を行い、それを顧客が承諾した場合も含まれ、いずれが申込みをしたかは問題となりません。なお、販売業者が申込みをしただけの場合はこれに含まれません。

③ 適用除外

訪問販売該当性要件を充足する場合でも以下のような場合には、例外的に特商法が適用されません（特商法第26条）。

- ・ 営業のために若しくは営業として締結するもの
- ・ 海外にいる人に対する販売又は役務の提供
- ・ 国、地方公共団体が行う販売又は役務の提供
- ・ 特別法に基づく組合、公務員の職員団体、労働組合がそれぞれの組合員に対して行う販売又は役務の提供
- ・ 事業者がその従業員に対して行う販売又は役務の提供の場合
- ・ 株式会社以外が発行する新聞紙の販売
- ・ 他の法令で消費者の利益を保護することができる等と認められるもの（例：金融商品取引法に基づき登録を受けた金融商品取引業者が行う販売又は役務の提供）

また、「その住居において売買契約若しくは役務提供契約の申込みをし又は売買契約若しくは役務提供契約を締結することを請求した者に対して行う訪問販売」については、書面交付・クーリング・オフ等の適用がありません（特商法第26条第6項第1号。ただし、特商法第3条の事業者の氏名等の表示はする必要があります）。例えば、商品の売買に当たっては、①購入者側に訪問販売の方法によって商品を購入する意思があらかじめあること、②購入者と販売業者との間に取引関係があることが通例であるため、本法の趣旨に照らして訪問販売についての規定を適用する必要がないとされています。購入者が、「〇〇を購入するから来訪されたい。」など、「契約の申込み」又は「契約を締結すること」を明確に表示した場合のほか、契約内容の詳細が確定していることを要しませんが、購入者が契約の申込み又は締結をする意思をあらかじめ有し、その住居において当該契約の申込み又は締結を行いたい旨の明確な意思表示をした場合、「請求した者」に当たります。

しかし、商品等についての単なる問合せ又は資料の郵送の依頼等を行った際に、販売業者等より訪問して説明をしたい旨の申出があり、これを顧客が承諾した場合は、顧客から「請求」を行ったとはいえないため、こちらには該当しません。また、販売業者等の方から電話をかけ、事前にアポイントメントを取って訪問する場合もこちらには該当しません。さらに、例えば、顧客が台所の水漏れの修理を要請し、その修理のために販売業者等が来訪した際に、台所のリフォームを勧誘された場合や、見積りのみを目的として訪問を依頼した販売業者等とその

場で修理等の契約を締結した場合については適用除外に当たらないと考えられます。加えて、販売業者等が広告等で安価な価格のみを表示しており、これに基づいて顧客が訪問を依頼したところ、広告等での表示額と実際の請求額に相当の開きがあった場合、訪問を依頼した段階においては、顧客は広告等で表示されていた安価な価格で契約を締結する程度のみを有しておらず、実際の請求額ほど高額な価格での契約を締結する意思を有していなかったといえ、実際に請求された金額で契約の申込み又は締結を行いたい旨の明確な意思を表示したといえないような場合には、当該顧客は「請求した者」には該当せず、適用除外に当たらないと考えられます。

イ 本件へのあてはめ

本サービスでは、貴社が反復継続して「太陽光発電システム」等の販売をおこなっていることから、「販売業者」に該当し、顧客の自宅にて、当該販売に関する売買契約を締結していることから、「営業所等以外の場所」にて「売買契約を締結」しております。また、顧客が個人事業主であり、当該事業のために本サービスの提供を受ける場合や、顧客と従前から取引があり、自ら貴社に連絡をして自宅で契約を締結をするといった場合には適用除外に該当する可能性もありますが、そのような特別な事情がなければ、適用除外の場合にも該当しないと考えられます。

ウ 結論

以上のとおり、本サービスは、現状の営業手法に鑑みますと特商法上の特定商取引のうち「訪問販売」（特商法第2条第1項第1号）に該当し、特商法の適用を受けることになります。

(2) 本サービスが特商法上の各種規制を遵守しているか否か

ア 規制の概要

「訪問販売」に該当する場合、販売業者又は役務提供事業者は、事業者の氏名等の表示（特商法第3条）、書面の交付（特商法第4条、第5条）、クーリング・オフ制度の適用（特商法第9条）、過量販売契約の申込みの撤回又は契約の解除（特商法第9条の2）、契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し（特商法第9条の3）、契約を解除した場合の損害賠償等の額の制限（特商法第10条）を遵守する必要があります。

① 事業者の氏名等の表示（特商法第3条）

事業者は、訪問販売をしようとするときは、勧誘に先立って、消費者に対して以下のことを告げなければなりません。

1. 事業者の氏名又は名称
2. 契約の締結について勧誘をする目的であること
3. 販売しようとする商品（権利、役務）の種類

この点、「勧誘に先立って」とは、契約締結のための勧誘行為を始めるに先立ってということを意味します。具体邸には、住居で行う訪問販売の場合には、基本的に、インターホンで開口一番に告げなければならないとされております。

「氏名又は名称」とは、法人の場合は登記簿上の名称であることを要します。

「勧誘をする目的であること」に関して、具体的な告げ方としては以下のような例が考えられます。

「本日は、弊社の〇〇という商品をお勧めにまいりました。」

「水道管の無料点検にまいりました。損傷等があった場合には、有料になりますが修理工事をお勧めしております。」

「商品（権利、役務）の種類」とは、商品等の具体的なイメージが分かるものでなくてはならないとされております。

そして、告げる方法としては書面・口頭のいずれでもよいですが、顧客に確実に伝わる程度に明らかにしなければならない。とされております。

② 書面の交付（特商法第4条・第5条、特商法施行令第5条）

事業者は、契約の申込みを受けたとき又は契約を締結したときには、以下の事項を記載した書面を顧客に、直ちに渡さなければなりません。

1. 商品（権利、役務）の種類
2. 販売価格（役務の対価）
3. 代金（対価）の支払時期、方法
4. 商品の引渡時期（権利の移転時期、役務の提供時期）
5. 契約の申込みの撤回（契約の解除）に関する事項（クーリング・オフができない部分的適用除外がある場合はその旨含む。）
6. 事業者の氏名（名称）、住所、電話番号、法人にあっては代表者の氏名
7. 契約の申込み又は締結を担当した者の氏名
8. 契約の申込み又は締結の年月日
9. 商品名及び商品の商標又は製造業者名
10. 商品の型式
11. 商品の数量
12. 引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容
13. 契約の解除に関する定めがあるときには、その内容
14. そのほか特約があるときには、その内容

「1.」については、当該商品が特定できる事項を指し、一般に普及していない表現（専門用語や学術名）のみでは不十分とされます。

「2.」については、当該商品・役務そのものの対価を記載し、消費税を徴収する場合には、消費税を含んだ価格を意味します。

「3.」については、支払方法として持参・集金・振込・現金・クレジット等の別で、さらに分割して代金を受領する場合には各回の受領金額、受領回数等が含まれます。

「4.」については、商品の引渡し又は役務の提供が複数回にわたる場合は、回数、期間等が明確になるよう記載しなければなりません。

「5.」は、クーリング・オフの記載事項及び記載方法として以下の内容を記載する必要があります。

●クーリング・オフができる旨の記載（特商法施行令第7条第1項）

- (i) 特商法第5条第1項又は第2項の書面を受領した日（その日前に特商法第4条第1項の書面を受領した場合にあっては、その書面を受領した日）から起算して8日を経過する日までの間は、書面又は電磁的記録により契約の申込みの撤回又はその契約の解除を行うことができること。
- (ii) (i)に記載した事項にかかわらず、申込者等が、販売業者等が特商法第6条第1項の規定に違反して契約の申込みの撤回又は契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は販売業者等が同条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかった場合には、当該販売業者等が交付した特商法第9条第1項但書の書面を当該申込者等が受領した日から起算して8日を経過するまでは、当該申込者等は、書面又は電磁的記録により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。
- (iii) 契約の申込みの撤回又は契約の解除は、当該契約の申込みの撤回又は契約の解除に係る書面又は電磁的記録による通知を発した時に、その効力を生ずること。
- (iv) 契約の申込みの撤回又は契約の解除があった場合においては、販売業者等は、その契約の申込みの撤回又は契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないこと。
- (v) 契約の申込みの撤回又は契約の解除があった場合において、その売買契約に係る商品の引渡し（権利の移転）が既にされているときは、その引取り（返還）に要する費用は販売業者の負担とすること（役務の場合、同様の規定はない。）。

- (vi) 契約の申込みの撤回又は契約の解除があった場合には、既に当該売買契約に基づき引き渡された商品が使用されたとき（特定権利の場合：既に権利の行使により施設が利用され又は役務が提供されたとき、役務の場合：既に当該役務提供契約に基づき役務が提供されたとき）において、当該商品の使用により得られた利益に相当する金銭（特定権利の場合：当該権利の行使により得られた利益に相当する金銭、役務の場合：当該役務提供契約に係る役務の対価その他の金銭）の支払を請求することができないこと。
- (vii) 契約の申込みの撤回又は契約の解除があった場合において、商品（権利）の代金が支払われている（役務の場合：当該役務提供契約に関連して金銭を受領している）ときは、販売業者等は、速やかに、その全額を返還すること。
- (viii) 契約の申込みの撤回又は契約の解除を行った場合において、当該権利（役務提供契約）に係る役務の提供に伴い申込者等の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当該販売業者等に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができること（商品の場合、同様の規定はない。）。
- 特商法第26条第5項第1号の政令で定める商品（いわゆる消耗品）を使用し又はその全部若しくは一部を消費したときはクーリング・オフできないこととする場合の記載（特商法施行令第7条第4項）
 - (i) 商品の名称その他当該商品を特定し得る事項（特商法施行令第7条第4項第1号）
 - (ii) 当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき（当該販売業者が当該申込者等に当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。）は契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができないこと（特商法施行令第7条第4項第2号）
- 上記の事項については、赤字の中に赤字で記載させることにより、申込者等の注意を促している（特商法施行令第7条第6項）。なお、クーリング・オフについては、契約の申込みを受け又は契約を締結する際、販売業者等が口頭で説明を行うことが望ましい。

「6.」について、氏名（名称）は法人の場合、登記簿上の名称を記載することを要し、住所は現に活動している住所を記載する必要があります。また、電話番号は確実に連絡が取れる番号を記載することを要します。

「9.」について、「商品名」は原則として固有名詞とし、そのみでは商品のイメージが不明確なものについては併せて普通名詞も記載すべきとされております。「商標又は製造者名」は、そのいずれか一方が記載されておけばよく、「商標」は登録商標のみならず、販売業者の製造、取扱い等に係る商品であることを表示するために使用する通称等も含みます。なお「商品名」が「商標」と同一である場合は、あわせて「製造者名」を記載する必要はありません。

「12.」については、引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合に販売業者がその不適合について責任を負わない旨が定められていないことが必要とされております。

「13.」については、

- (i) 購入者等からの契約の解除ができない旨が定められていないこと。
- (ii) 販売業者等の責に帰すべき事由により契約が解除された場合における販売業者等の義務に関し、民法第545条（契約が解除された場合の効果として、双方の原状回復義務・付利息義務・損害賠償義務が規定されている。）に規定するものより購入者等に不利な内容が定められていないこと。

すなわち、これらの義務を軽減するような特約、例えば、代金を受け取っている場合に「お金を受け取りにくること。」「既に受け取っている金銭に利息は付けない。」「損害賠償には応じられない。」などの規定を定めることはできないとされています。

「14.」については、法令に違反する特約が定められていないこととされており、したがって、例えば、利息制限法の制限を超えた利率を定める等の法令違反の特約をすることは許されません。

そして、上記記載事項に関しては以下の内容の遵守も求められています。

●書面の内容を十分に読むべき旨を赤枠の中に赤字で記載すること（特商法施行令第6条第2項）

●8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること（特商法施行令第6条第3項）

③ クーリング・オフ制度の適用（特商法第9条）

訪問販売の際、顧客が契約を申し込んだり、締結したりした場合でも、特商法で決められた書面を受け取った日から数えて8日以内であれば、顧客は事業者に対して、書面又は電磁的記録により申込みの撤回や契約の解除（クーリング・オフ）ができます。なお、事業者が、クーリング・オフに関する事項につき事実と違うことを告げたり、威迫したりすることによって、顧客が誤認・困惑してクーリング・オフしなかった場合には、上記期間を経過していても、顧客はクーリング・オフをすることができます。

クーリング・オフを行った場合、顧客は、既に商品又は権利を受け取っている場合には、事業者の負担によって、その商品を引き取ってもらうことや、権利を返還することができます。また、商品が使用されている場合や、役務が既に提供されている場合でも、その対価を支払う必要はありません。また、顧客は、損害賠償や違約金を支払う必要はなく、既に頭金等の対価を支払っている場合には、速やかにその金額を返してもらうとともに、土地又は建物その他の工作物の現状が変更されている場合には、無償で元に戻してもらうことができます。ただし、使うと商品価値がほとんどなくなる、いわゆる消耗品（いわゆる健康食品、化粧品等）を使ってしまった場合や、現金取引の場合であって代金又は対価の総額が3000円未満の場合には、クーリング・オフの規定が適用されません。

④ 過量販売契約の申込みの撤回又は契約の解除（特商法第9条の2）

訪問販売の際、顧客が通常必要とされる量を著しく超える商品（役務・政令で定める権利）を購入する契約を結んだ場合、契約締結後1年間は、契約の申込みの撤回又は契約の解除ができます（顧客にその契約を結ぶ特別の事情があったときは例外です。）。

この際の清算ルールは、クーリング・オフと原則同様の清算ルールが適用されます。

⑤ 契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し（特商法第9条の3）

事業者が、契約の締結について勧誘する際、以下のような行為をしたことにより、顧客がそれぞれ以下のような誤認をすることによって契約の申込みやその承諾の意思表示をしたときには、その意思表示を取り消すことができます。

1. 事実と違うことを告げられた場合であって、その告げられた内容が事実であると誤認した場合
2. 故意に事実を告げられなかった場合であって、その事実が存在しないと誤認した場合

⑥ 契約を解除した場合の損害賠償等の額の制限（特商法第10条）

クーリング・オフ期間の経過後、例えば代金の支払遅延等、顧客の債務不履行を理由として契約が解除された場合には、事業者から法外な損害賠償を請求されることがないように、特商法は、事業者が以下の額を超えて請求できないことを定めています。

1. 商品（権利）が返還された場合、通常の使用料の額（販売価格から転売可能価格を引いた額が、通常の使用料の額を超えているときにはその額）
2. 商品（権利）が返還されない場合、販売価格に相当する額

3. 役務を提供した後である場合、提供した役務の対価に相当する額
4. 商品（権利）をまだ渡していない場合（役務を提供する前である場合）、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

「1.」の「商品の通常の使用料の額」は、商品の減価償却費、金利、マージン等に見合っ、その額が合理的範囲で算定されることとなります。具体的な使用料については、商品によってはその商品を販売する業界において、標準的な使用料が算定されているものがあれば当該使用料を参考とし、業界において算定されていない場合は、販売業者にて請求する損害賠償等の額の積算根拠を提示することとなります。

「3.」の「役務の対価」について、代金の支払い方法が分割の場合は、契約に基づく顧客が支払う金銭の合計額のことを意味します。

「4.」の「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額」については、以下の(i)(ii)の費用とされていますが、現実に要した費用ではなく「通常要する費用」ですので、全ての場合の平均費用が標準となります。したがって、当該契約のみに特別に大きな費用がかかった場合でも、それがそのまま請求できる訳ではありません（例えば、当該契約を担当した販売員の日当、交通費、食事代等を含めて請求することはできず、たまたま在庫にない商品を販売業者が仕入れる費用や契約の履行のために調達される資材の額も含まれないとされております。）。通常要する費用の額は、当該商品若しくは当該権利の販売価格又は当該役務の対価の中にコストの一部として算入されているのが通例であり、請求することができる額は、このコスト計算の際の額を大きく超えることはできないものと解すべきとされております。

- (i) 契約の締結のために通常要する費用

書面作成費、印紙税等

- (ii) 契約の履行のために通常要する費用

代金取立ての費用、催告の費用等

なお、役務提供事業者がその資材の加工を始めた場合にあっては、役務提供契約に係る役務の提供が開始されたと考えられることもあるため、その場合には、「役務の提供の開始後」として「3.」に該当することとなります。

イ 本件へのあてはめ

① 前記(2)ア①の遵守状況

担当者の方は、最初の訪問時のインターホンごしに太陽光発電等に関するアンケートについて Amazon ギフトカードのプレゼントというキャンペーンを行っていることを伺いました。

かかるキャンペーンと本項の規制に対する遵守の両立を図る方法としては、以下の方法が考えられます。

- (i) 当該キャンペーンの案内の前に会社名を告知

- (ii) インターホンにてキャンペーンの告知とともに対応の依頼

- (iii) 対応してもらえることになった場合に、太陽光発電の商品のすすめとキャンペーンのご協力のために来訪したことをお伝えし、実際に商品説明とアンケートの実施

本項の規制に対して万全の体制を構築するとすれば、インターホンでの対応の段階で会社名、太陽光発電・蓄電池等の商品のご説明のために訪問したということをご報告することですが、効果的な営業活動との両立を図る次善の方策として上記方法をご提示させていただいた次第です。

インターホン越しでの対応及びその後の対面での対応のいずれの時点でも商品勧誘のために訪れたことを告げず、アンケートをしている中で商品説明を始めたり、玄関の中などで商品の説明を始めるといった対応を取った場合は、勧誘に先立って告知をしていないと評価されるリスクがありますので、ご注意ください。

② 前記(2)ア②の遵守状況

商品売買兼工事請負契約書を確認させていただいたところ、不足している文言や記載すべきではない条項などは見受けられませんでした。

③ 前記(2)ア③の遵守状況

こちらは実際に顧客からクーリング・オフを求められた場合に、全額返金、原状回復等の措置を講じておれば問題ないかと存じます。

④ 前記(2)ア④の遵守状況

本サービスに関しては、過量販売となる可能性は高くはないと考えられますので、かかる規制に違反する可能性は低いと考えます。

⑤ 前記(2)ア⑤の遵守状況

こちらは規制対象とされている事実と異なる説明等をしていなければ問題ないかと存じます。

⑥ 前記(2)ア⑥の遵守状況

商品売買兼工事請負契約書にはかかる規制に違反するような記載は見受けられませんでしたので、実際にかかる法外な請求等を行っていないければ問題ないかと存じます。

ウ 結論

以上のとおり、前記(2)ア①の事業者の氏名・名称の表示義務以外に関しましては、現時点で特商法に違反しているという事情は確認できませんでした。

なお、後述する禁止行為等とあわせて、従業員の方が遵守すべき各種規制に関しては、定期的に研修を行うなどして周知・啓蒙を行うことをおすすめします。

(3) 特商法における禁止行為について

ア 規制の概要

「訪問販売」に該当する場合、販売業者又は役務提供事業者は、再勧誘の禁止等（特商法第3条の2）、不当な行為の禁止（特商法第6条）といった禁止行為が定められております。

① 再勧誘の禁止等（特商法第3条の2）

事業者は、訪問販売をしようとするときは、勧誘に先立って顧客に勧誘を受ける意思があることを確認するように、努めなければなりません。

また、顧客が契約締結の意思がないことを示したときには、その訪問時においてそのまま勧誘を継続すること、その後改めて勧誘することが禁止されています。

② 不当な行為の禁止（特商法第6条）

訪問販売において以下のような不当な行為を禁止しています。

1. 契約の締結について勧誘を行う際、又は契約の申込みの撤回（契約の解除）を妨げるために、事実と違うことを告げること
2. 契約の締結について勧誘を行う際、故意に事実を告げないこと
3. 契約を締結させ、又は契約の申込みの撤回（契約の解除）を妨げるために、相手を威迫して困惑させること
4. 勧誘目的を告げない誘引方法（いわゆるキャッチセールスやアポイントメントセールスと同様の方法）により誘引した消費者に対して、公衆の出入りする場所以外の場所で、契約の締結について勧誘を行うこと

「1.」については、以下の内容について事実と違うことを告げること（客観的に事実と異なることを告げること）が禁止されています。

- (i) 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして主務省令で定める事項（商品の性能、商品の商標又は製造者名、商品の販売数量、商品の必要数量、役務及び権利に係る役務の効果）
- (ii) 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価

- (iii) 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法
- (iv) 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期
- (v) 当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回又は当該売買契約若しくは 当該役務提供契約の解除に関する事項（第9条第1項から第7項までの規定に関する事項（第26条第2項、第4項又は第5項の規定の適用がある場合にあつては、当該各項の規定に関する事項を含む。）を含む。）

→例) クーリング・オフを申し出た顧客に対して、「個人的な都合によるクーリング・オフは認められません。」などと告げること

- (vi) 顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項

→例) 住宅リフォームの勧誘において「床下が腐っていてこのままでは家が倒れてしまう。床下換気扇の設置が必要。」などと告げること

- (vii) 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

「2.」については、不告知という不作為を禁止する規定であるため、当然告げられるべき上記(i)から(v)までを対象事項とされています。また「故意」とは、当該事実が当該購入者等の不利益となるものであることを知っており、かつ、当該購入者等が当該事実を認識していないことを知っていることをいいます。

「3.」について、「威迫」とは、脅迫に至らない程度の人に不安を生ぜしめるような行為をいい、「困惑させ」とは、字義のとおり、困り戸惑わせることをいいます。具体的にどのような行為が該当するかについては個々の事例について、行為が行われた状況等を総合的に考慮しつつ判断すべきとされています。

「4.」について、「公衆の出入りする場所以外の場所」とは、不特定多数の一般人が自由に出入りしていない場所とされています。個々のケースにおいては実態に即して判断されることとなりますが、例えば、販売業者等の事務所、個人の住居、ホテルの部屋や会議室、公共施設等の会議室、カラオケボックス、貸切り状態の飲食店等は該当するものと考えられます。

イ 本件へのあてはめ及び結論

こちらは上記禁止行為等を行っていないければ問題ございません。

なお、前述の遵守事項とあわせて、従業員の方が遵守すべき各種規制に関しては、定期的に研修を行うなどして周知・啓蒙を行うことをおすすめします。

3 消費者契約法について

(1) 本サービスが消費者契約法の適用を受けるか否か

ア 規制の概要

消費者契約法の適用を受ける契約は「消費者契約」＝消費者と事業者との間で締結される契約をいいます（消費者契約法第2条第3項）。そして、「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいい（消費者契約法第2条第1項）、「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいいます（消費者契約法第2条第2項）。

「事業として」とは同種の行為を反復継続して行うことをいい、「事業のために」とは事業の用に供するために行うものが該当します。「事業のために」契約の当事者となるかどうかの判断は、

- ① まず契約締結の段階で、該当事項が目的を達成するためになされたものであることの客観的、外形的基準（例：名目等）があるかどうかで判断し、
- ② ①のみで判断することにつき現実的に困難がある場合は、物理的、実質的（例：時間等）基準に従い、該当事項が主として（例：パソコン購入の例の

場合、使用時間のうち、その2分の1以上を事業のために使用しているか等) 目的を達成するためになされたものであるかどうかで判断することが考えられます。

また、事業者は、個人と契約を締結しようとする際にその相手方である個人が「事業として又は事業のために契約の当事者」となっているかどうかについて判断することが困難である場合があります。すなわち契約時において、契約相手の個人が「事業として又は事業のために」当該契約を締結することが、契約時の名目や契約相手の個人の言動からは判断できず、また、契約相手の個人の事業についての情報もないような場合には、当該事業者にとって判断することは困難であると思われます。しかし、消費者契約法は直接的には裁判規範となる民事ルールであるため、究極的には裁判所があらゆる客観的事実を勘案して判断することとなるし、当該個人が「消費者」として当該契約を締結したことについても、その立証責任は、民事訴訟法に従い、当該争いにおいて消費者契約法の適用があることを主張する個人が負担することとなります。このほか、例えば、事業者が消費者契約法の適用を免れる意図で、契約相手の個人について法人その他の団体名義での契約書を作成したような場合には、単に契約書面上の記載だけで判断するのではなく、実体として「事業として又は事業のために」契約を締結していないのであれば、当該個人は「消費者」であると考えられますが、最終的には個別具体例に即し、裁判所において判断されることになります。

イ 本件へのあてはめ

本サービスは、個人の自宅における「太陽光発電システム」等を商品として販売していることから消費者契約に該当することが大半であり、例外的に自宅ではない店舗に設置する場合や法人が当事者となる場合には、消費者契約に該当せず、消費者契約法の適用がないという場合も考えられます。

ウ 結論

以上のとおり、一定の例外を除き、本サービスは原則として消費者契約に該当し消費者契約法の適用をうけると考えられます。

(2) 消費者契約法上の禁止行為について

ア 規制の概要

消費者契約に該当する場合、取消事由及び無効事由が定められております。

① 消費者契約の取消事由について

以下のような事情が存在する消費者契約は、後から取り消すことができるとされております。

(i) 不実告知

重要事項について事実と異なることを告げること

(ii) 不利益事項の不告知

消費者の利益となる旨を告げながら、重要事項について不利益となる事実を故意又は重大な過失によって告げなかったこと

(iii) 断定的判断の提供

将来における変動が不確実な事項について確実であると告げること

(iv) 過量契約

消費者にとっての通常の分量を著しく超えることを知りながら、消費者契約の勧誘をしたこと

(v) 不退去

消費者が事業者に対し、退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず事業者が退去しなかったこと

(vi) 退去妨害

消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず消費者を退去させなかったこと

- (vii) 退去困難な場所へ同行
勧誘することを告げずに消費者を困難な場所へ連れて行き、消費者が退去困難であることを知りながら勧誘をしたこと
- (viii) 威迫する言動を交えて相談の連絡を妨害
消費者が消費者契約を締結するか相談を行うため、電話等によって第三者に連絡したいと言ったが、事業が威迫する言葉を交えて連絡を妨害して勧誘をしたこと
- (ix) 不安をあおる告知
消費者が社会生活上の経験が乏しいことから願望の実現に過大な不安を抱いていることを知りながら、不安をあおり、契約が必要と告げたこと。
- (xi) 好意の感情の不当な利用
消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから勧誘者に好意の感情を抱き、かつ、勧誘者も同様の感情を抱いていると誤信していることを知りながら、契約しなければ関係が破綻すると告げたこと
- (xii) 判断力の低下の不当な利用
加齢や心身の故障により判断力が著しく低下していることから、現在の生活の維持に過大な不安を抱いていることを知りながら、不安をあおり、契約が必要と告げたこと
- (xiii) 靈感等による知見を用いた告知
靈感等の特別な能力により、消費者又はその親族の生命等の現在生じ若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避できないとの不安をあおり、又は不安に乗じて、契約が必要と告げたこと
- (xiv) 契約締結前に債務の内容を実施等
契約締結前に、契約による義務の全部若しくは一部を実施し、又は目的物の現状を変更し、実施前の原状の回復を著しく困難にしたこと／契約締結前に契約締結を目指した事業活動を実施し、これにより生じた損失の補償を請求する旨等を告げたこと

② 消費者契約の無効事由について

以下のような定めは無効と判断されます。

- (i) 事業者は責任を負わないとする条項
損害賠償責任の全部を免除する条項、事業者の故意又は重過失による場合に損害賠償責任の一部を免除する条項や、事業者が責任の有無や限度を自ら決定する条項は無効とされます。
- (ii) 消費者はどんな理由でもキャンセルできないとする条項
消費者の解除権を放棄させる条項や事業者が消費者の解除権の有無を自ら決定する条項は無効とされます。
- (iii) 免責範囲が不明確な条項
例えば、「当社は、法律上許される限り、1万円を限度として損害賠償責任を負います。」という条項は、本来消費者契約法上、事業者に故意・重過失がある場合には全額を損害賠償請求できるところ、「法律上許される限り」との記載では、そのことが分からず、消費者は賠償を受けられないと誤解してしまう可能性があるため、当該条項は無効とされます。
- (iv) 成年後見制度を利用すると契約が解除されてしまう条項
事業者に対し、消費者が後見開始等の審判を受けたことのみを理由とする解除権を付与する条項は無効とされます。
- (v) 平均的な損害の額を超えるキャンセル料条項
キャンセル料のうち、契約の解除に伴う平均的な損害額を超える部分や、遅延損害金につき年利14.6%を超える部分についての条項は無効とされます。
- (vi) 消費者の利益を一方的に害する条項
任意規定の適用による場合と比べて消費者の権利を制限し、又は義務を加重する条項であって、信義則に反して、消費者の利益を一方的に害する条項は無効とされます。

イ 本件へのあてはめ及び結論

取消事由は、上記のような違法とされるような勧誘を行わなければ問題はなく、無効事由に該当し得る契約書の条項は見受けられませんでした。

もっとも、前記第３・２の特商法上の遵守事項とあわせて、従業員の方が遵守すべき各種規制に関しては、定期的に研修を行うなどして周知・啓蒙を行うことをおすすめます。

以 上

注意：なお、本意見書は第２・２記載の法令についての見解を述べたものであり、当該法令以外の法令について網羅的に適法であることを保証するものではありません。
